

| 分類 | 表 題 | 作成日・更新日 | 整理番号 (Ver.) |
|------|--------------|--------------------------|----------------------|
| 保安管理 | 保安業務用機器の維持管理 | 2008/11/12 2017/11/14 | EGE 50-001 (6) |

1. 配備すべき数

- ・ 現在有効な保安業務規程に付属する『保安業務計画書』に記載された数以上で、かつ有効に業務ができる数とする。
例) 保安業務計画書では、自記圧力計の必要台数は1台だが、担当者2名が各々供給開始時点検で使用する → 2台必要。

2. 維持管理すべき数

- ・ 『保安業務計画書』に記載された数以上で、かつ使用中の台数すべてを維持管理する。
例) 保安業務計画書では、ガス検知器の必要台数は1台だが、事務所配備用と緊急車輛積載用で2台を使用している → 2台の維持管理を行う。
- ・ すでに使用しなくなった機器、現在使用しない余分な機器は、箱に入れて封をするとともに『未使用』または『使用禁止』と書いた札を貼り付け、不用意に使用しない対策をする。
- ・ 古くて使用できないと判断される機器は事業所内に保管せず、速やかに廃棄する。

3. 維持管理の方法

- ・ 専用ファイル『保安業務用機器管理簿』を用意し、保安社内様式「91-102 保安業務用機器管理簿」及び「91-101 自記圧力計比較検査記録表」を綴り維持管理を行う。
- ・ 点検／検査周期及び点検内容は下表の通りとする。
- ・ 管理簿の保管期限については自記圧力計は今年度分プラス5年度分、それ以外は今年度分プラス2年度分とする。
- ・ 『保安業務用機器管理簿』と『自記圧力計比較検査記録表』は別々のファイルでも良い。
- ・ 保安業務用機器ごとに別途社内基準が定められているものは、それに沿った維持管理を行う。

| 機器名 | 周期 | 点検内容 |
|---------------------|-----|---------------------|
| 自記圧力計(アナログ) | 6ヶ月 | 比較検査・必要に応じ調整・修理 |
| 自記圧力計(デジタル) | 1年 | |
| マンメーター(最高圧力10kPa以上) | 6ヶ月 | 外観・動作状態・保管状況 |
| ガス検知器・CO測定器 | 6ヶ月 | 外観・動作状態・保管状況 |
| | 1年 | メーカー点検 |
| 緊急工具箱 | 6ヶ月 | 内容物・使用期限・保管状況・封印の状態 |
| 漏洩検知液・ポーリングバーと臭覚棒 | 6ヶ月 | 保管状況・状態確認 |

- ・ 自記圧力計はマンメーター等との比較検査を行い、記録を保管する。
※メーカー校正を受けた直後(証明書の受領が必要)で現場に持ち出していない電気式自記圧力計を「マンメーターと同等以上の精度を有する圧力計」(基準器)として使用しても良い
- ・ ガス検知器及び一酸化炭素測定器については、メーカーの点検及び自社で外観等を点検した記録を保管する。また県協会等の一斉点検あるいはメーカーの点検で合格したものを有効とし、不合格と判断されたものは別途修理を受ける。
※メーカーの点検の結果、合格と判断されたものであって、修理・交換等を推奨された場合は別途計画を策定する。
- ・ 自記圧力計、ガス検知器・CO測定器については、次回点検予定年月を記入したシール(ラベルテープ等)を機器または機器のケースなど見やすい位置に貼り付ける。
- ・ 自記圧力計、ガス検知器、CO測定器の点検は各機器の説明書を参照のうえ実施する。

関連条項 : 液石法第31条1号 規則第31条2号 保安業務告示第3条
 関連法定書類 : 保安業務規程 保安業務計画書
 関連社内書類 : 91-102 保安業務用機器管理簿 91-101 自記圧力計比較検査記録表 50-002 緊急工具箱の維持管理